

～「資格情報」と「マイナンバー」の確認をお願いします～ 「資格情報のお知らせ」を送付します

令和6年12月2日から、現行の組合員証等(健康保険証)は発行されなくなります。原則「マイナ保険証」のご利用となるため、医療機関を受診される際は、マイナンバーカードを「健康保険証」として利用することになります。

◆「資格情報のお知らせ」交付の目的◆

マイナンバーカードを「マイナ保険証」として組合員と被扶養者の方に安心してご利用いただけるよう『共済組合の資格情報』と『マイナンバー』が正しく紐づいていることをご自身で確認していただくことを目的に今回1回限りの交付をするものです。

(マイナンバー下4桁は、オンライン資格確認に登録されているマイナンバーの提供を受け記載したものです)

◆交付対象者◆

『組合員』及び『被扶養者』に交付します。

※ 送付にあたっては、所属所を通して組合員単位ごとに送付します。

基準日(令和6年9月28日)以降に資格喪失の手続きをした被扶養者分が同封されている場合があります。その場合は、恐れ入りますが破棄いただきますようお願いいたします。

※ オンライン資格確認に登録されているマイナンバー下4桁の提供を受けていない方へは、後日、マイナンバーの記載がない同様の通知(「資格情報通知書(仮称)」)を送付します。

◆◇◆内容をよく確認して大切に保管してください◆◇◆

「資格情報のお知らせ」は、共済組合の組合員及び被扶養者であることを通知するものです。医療機関等で「マイナ保険証」が使えない場合などに必要になりますので大切に保管してください。

【確認していただくこと】 ①共済組合の資格情報 ②マイナンバーの下4桁

⇒ 万一、誤りがある場合は、共済組合へご連絡ください。

★現在、お持ちの組合員証等(健康保険証)が使える期間

経過措置として本年12月2日以降1年間は使用可能となる予定です。

経過措置期間中に有効期限が到来する場合は、その有効期限までの使用となります。

※健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカードが「マイナ保険証」です。

マイナンバーカードを「マイナ保険証」として利用するには、「健康保険証利用登録」が必要です。急な医療機関の受診に備えて「マイナ保険証」のご準備をお願いします。

◆◇◆QRコードから利用申込(登録手続き)が行えます◆◇◆

利用申込受付中!

マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できます!

申込方法は
特設ページでも
確認できます!



※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。
利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。

https://myna.go.jp/html/hokenshorijou_top.html

◆◇◆詳細は厚生労働省Webサイトでご確認いただけます◆◇◆

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索



ひとくらし、みんなのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare